

重要

賠償責任保険 免責額の変更について

シルバー事業で最も気をつけるべきことは「就業中の事故“0”」です。

しかし、残念なことに就業中・就業途上の会員の傷害事故、また就業中に第三者に対する賠償事故、特に刈払機による飛散事故が毎年多く発生しています。

昨年当センターでは刈払機作業で、賠償額が高額の事故も発生しました。

また全国的に見ても、傷害事故・賠償事故は後を絶ちません。

賠償事故の免責が今年3月までは1万円でしたが、4月からは3万円に増額となりました。

この結果として、**事故を起こした会員の負担は1事故につき最高1万5千円**となりました。

公益社団法人小樽市シルバー人材センター会員就業規程

(損害保険) 第8条・・・一部抜粋・・・

当該保険約款に定められた免責額以下の額については、センターと賠償事故を発生させた会員がそれぞれ2分の1ずつを負担するものとする。

除草作業を行う前には必ず「刈払機作業の安全チェック表」を作業に従事する会員全員で確認しましょう。

また、就業途上での転倒や交通事故には十分気をつけましょう。

『仕事は楽しく！気をつけろ危険は身近に潜んでる』

わがセンターの安全標語

ヘルメット・シールドの販売について

当センターの「作業別安全就業基準」では、剪定などの高所作業や刈払機を使つての除草作業時はヘルメットを必ず着用することとなっています。

また刈払機作業の場合、刈払機で仕事をしている人はもちろんですが、周りで手刈りや刈った草を集めている人が飛び石でケガをする恐れもあります。

当センターでは、ヘルメットの代金の一部を事務局で助成し、1個1,000円で会員にお分けしています。

また、このヘルメットに取り付けできる安全作業に役立つシールド(顔面保護用 1個2,470円)も斡旋しています。

希望する方は、事務局へお越しく下さい。シールドは事務局で斡旋したヘルメットと同じサイズのものにしか取り付けできませんので、シールドを購入の際は自分のヘルメットを持参して、取り付けできるか確認のうえでお求めください。



夏の小樽最大のイベント「おたる潮まつり」が
7月26日（金）から28日（日）に開催されます。
当センターも平成28年度「おたる潮まつり50
周年記念」への参加を契機に3年連続でねりこみに
参加し、シルバーパワーでシルバー人材センターを
大いにPRをしました。

毎回参加した多くの会員から「**ぜひ今後も継続して参加したい**」との声が寄せられています。

つきましては、新元号「令和」初の「潮ねりこみ」に参加しますので、会員一丸となり、潮まつりを盛り上げ、シルバーパワーを市民の皆さんにアピールしましょう。

1. 潮ねりこみの日時

令和元年7月27日（土）

時間は未定（午後2時から4時の間の出発で申し込む予定）

2. 募集人数

梯団として参加するには25人以上の参加が必要です。当センターとしては、できるだけ多くの会員、最低でも50人以上の参加をお待ちしています。

3. 衣装

センターオリジナルの「Tシャツ」を参加する会員の方に無料で差し上げますので当日はそのTシャツを着て、小樽の夏を盛り上げましょう。

4. 受付

参加を希望する方は、6月7日（金）までに、事務局へ電話（33-9850）で申し込んでください。

5. その他

潮音頭の打合せ・練習：7月24・25日（水・木）の午後3時よりセンターで行います。

ねりこみの出発時間等、詳しいことは決まり次第連絡します。

※ねりこみ中にティッシュ等普及啓発品の配布などのお手伝いのみでも大歓迎です。

※ねりこみ終了後は、会場で打ち上げをしたいと考えています。

（会費2,000円程度の予定です。）

作業報告書の提出はお早めに！

作業報告書は、その作業が終わりましたら、翌月3日までに、持参、FAXまたは郵送するなど、速やかに提出してください。

配分金の支払日

4月就業分→5月17日（金）、5月就業分→6月14日（金）、6月就業分→7月12日（金）

7月就業分→8月15日（木）、8月就業分→9月13日（金）、9月就業分→10月15日（火）